

春日部市職員の給与に関する条例及び春日部市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(春日部市職員の給与に関する条例の一部改正)

**第1条** 春日部市職員の給与に関する条例（平成17年条例第52号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第18条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第11項第4号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に<u>対し、その者の基準日以前における規則で定める期間の人事評価の結果及び</u>基準日以前6か月以内の期間における<u>勤務の状況</u>に応じてそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号の規定に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額<u>及びこれ</u>に対する地域手当の月額の合計額とする。</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第18条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第11項第4号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に<u>対し、</u>基準日以前6か月以内の期間における<u>その者の勤務成績</u>に応じてそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号の規定に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額<u>及び扶養手当の月額並びにこれら</u>に対する地域手当の月額の合計額とする。</p>

(春日部市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

**第2条** 春日部市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年条例第53号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第13条 勤勉手当は、職員の<u>人事評価の結果及び勤務の状況</u>に応じ、かつ、一般職員の例により支給する。</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第13条 勤勉手当は、職員の<u>勤務成績</u>に応じ、かつ、一般職員の例により支給する。</p>

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

### (勤勉手当に関する経過措置)

2 この条例の施行の日から平成31年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の春日部市職員の給与に関する条例第18条第1項及び第3項の規定の適用については、同条第1項中「その者の基準日以前における規則で定める期間の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況」とあるのは「基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績」と、同条第3項中「及びこれ」とあるのは「及び扶養手当の月額並びにこれら」とする。

3 この条例の施行の日から平成31年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の春日部市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例第13条の規定の適用については、同条中「人事評価の結果及び勤務の状況」とあるのは、「勤務成績」とする。